

一般社団法人自動制御協議会定款

令和 2年 3月18日 作成

一般社団法人自動制御協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人自動制御協議会（Japan Association of Automatic Control: JAAC）と称する。

(目的)

第2条 当法人は、広く一般市民、特に学術研究に携わる方々に対してシステム制御の学術と技術に関する事業を行い、システム制御及びその関連領域に関する研究の促進を図り、それらの発展と普及に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 学術集会、講演会、研究会等の企画、立案及び実施に関する事業
- 2 各種講習会、セミナー、イベント等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
- 3 システム制御及びその関連領域についての調査、研究への支援及び援助に関する事業
- 4 各種情報提供に関する事業
- 5 関連団体、個人等に対する連絡、協力、調整、連携、交流、提言及び支援に関する事業
- 6 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都千代田区に主たる事務所を置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員資格及び会員区分)

第5条 当法人の会員は4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 准会員 当法人の事業に協力するために入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(正会員等の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費等に関する規則に定める賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集時期)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集する。臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(社員総会の招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日から1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権の数)

第 16 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 名以上が前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 前項の議事録は、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(決議の省略)

第 19 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第 22 条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第 4 章 役員等

(役員の数)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
 - 2 理事のうち、1名を会長とし、2人以内を副会長とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、業務執行理事、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び会長以外の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

(顧問)

第 30 条 この法人に、任意の機関として、顧問 3 人以内を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- (3) 顧問は、理事会において選任する。
- (4) 顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 理事会

(理事会の設置)

第 31 条 当法人は、理事会を置く。

(構成)

第 32 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、業務執行理事、副会長の選定及び解職

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、会長が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 41 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第 42 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 基金

(基金の拠出)

第46条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第47条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第48条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第54条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時役員)

第55条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

| | |
|-------------|--------|
| 設立時理事 | 早川 義一 |
| 設立時理事 | 三平 満司 |
| 設立時理事 | 大須賀 公一 |
| 設立時代表理事（会長） | 早川 義一 |
| 設立時監事 | 兎島 晃 |

(設立時社員)

第56条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

愛知県名古屋市守山区瀬古東一丁目1905番地

設立時社員 早川 義一

千葉県船橋市海神5丁目3番5号

設立時社員 三平 満司

(法令の準拠)

第57条 本定款に規定のない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人自動制御協議会の設立のため、設立時社員早川義一、同三平満司の定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 2年 3月18日

設立時社員 早川 義一

設立時社員 三平 満司

定款作成代理人 行政書士 林 洋志